

十日町市合理化事業計画及び事業再編計画に関する協定書調印式次第

1 日 時 平成 24 年 7 月 11 日 (水) 午後 3 時から

2 会 場 市長応接室

3 調印式

(1) 開 式

(2) 出席者紹介

(3) 協定書の調印

- ① 協定書 押印 交換
- ② 書類一式 交換
- ③ 握手
- ④ 写真撮影

(4) 十日町市 あいさつ 十日町市長 関口芳史

(5) 事業者代表 あいさつ (有)下条清掃社代表 大淵清徳様

(6) 県環境整備事業協同組合 あいさつ 理事長 大桃政春様
(立会人)

(7) 閉 式

(8) 記者会見

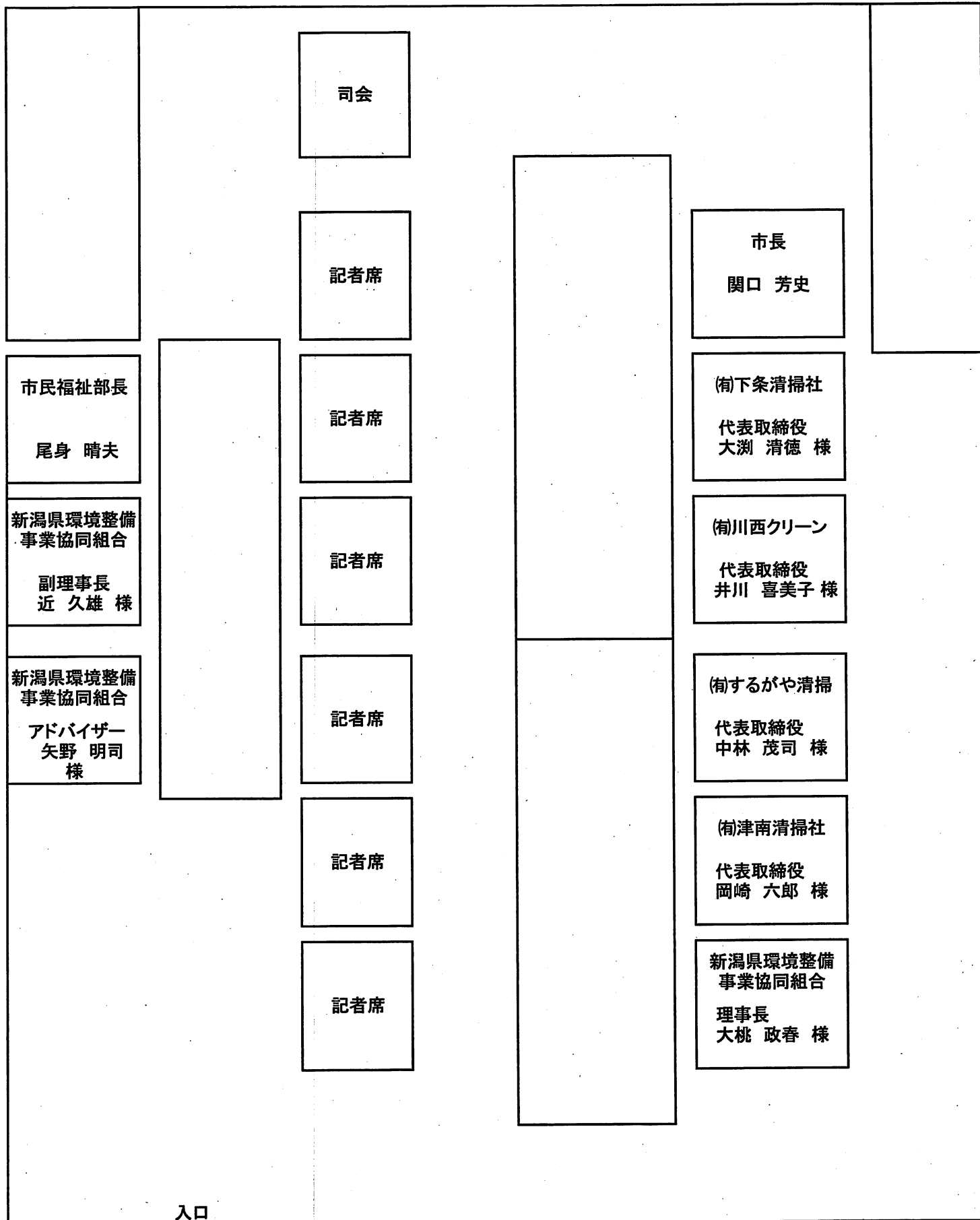
質疑応答

4 お開き

出席者名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
(有)下条清掃社	代表取締役	大 淵 清 徳 様	
(有)川西クリーン	代表取締役	井 川 喜 美 子 様	
(有)するがや清掃	代表取締役	中 林 茂 司 様	
(有)津南清掃社	代表取締役	岡 崎 六 郎 様	
十日町市	市 長	関 口 芳 史	
	市民福祉部長	尾 身 晴 夫	
新潟県環境整備事業協 同組合	理事長	大 桃 政 春 様	
	副理事長	近 久 雄 様	
	アドバイザー	矢 野 明 司 様	
[事務局] 市民福祉部 環 境 衛 生 課	課 長	柳 利 彦	
	参事	村 山 一 男	
	主査	戸 田 貴 士	
	主査	阿 部 利 浩	

※ 順 不 同



入口

十日町市合理化事業計画及び事業再編計画に関する協定書

十日町市長 関口芳史（以下「甲」という。）と、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理業者 ㈲川西クリーン 代表 井川喜美子（以下「乙」という。）、㈲下条清掃社 代表 大淵清徳（以下「丙」という。）、㈲するがや清掃 代表 中林茂司（以下「丁」という。）及び㈲津南清掃社 代表 岡崎六郎（以下「戊」という。）は、新潟県環境整備事業協同組合（以下「己」という。）を立会人として、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき甲の策定した十日町市合理化事業計画と、乙、丙、丁及び戊の策定した事業再編計画の実施に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が推進する下水道の整備等に伴い、乙、丙、丁及び戊が受託するし尿等の処理の著しい減少が経営環境に及ぼす影響をかんがみ、乙、丙、丁及び戊の組織の統合等による事業再編を促進する中で、甲の乙、丙、丁及び戊に対する支援措置等により、将来におけるし尿等の適正処理の継続性の確保を図ることを目的とする。

（実施期間）

第2条 十日町市合理化事業計画と事業再編計画の実施期間は、この協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。

（業務の集約化）

第3条 甲と乙、丙、丁及び戊は、し尿等の処理体制の将来的な安定化を図るとともに、甲の支援措置等の実施の意義を高めるべく、個々の事業者の自主性を尊重しつつ業務の集約化を図るものとする。

2 乙、丙、丁及び戊は、4社の統合を記載した事業再編計画を第2条の期間内に実施するものとする。

（甲の支援措置等）

第4条 十日町市合理化事業計画に記載された甲の支援措置等は、乙、丙、丁及び戊が統合する新しい法人を契約対象とする。

2 甲の支援措置等の実施内容、時期及び方法は、別紙のとおりとする。

3 し尿等の業務の効率化に関する措置は、市民への理解を得る中で実施できるように、甲、乙、丙、丁及び戊で協議するものとする。

（立会人）

第5条 この協定の締結にあたり、己は、甲、乙、丙、丁及び戊に対し、第三者の立

場から協定の内容を承認し、必要が生じた場合は、その実施にあたり指導、助言を行うものとする。

(支援措置等に係る特例)

第6条 乙、丙、丁及び戊が策定した事業再編計画が、第2条の期間内に実行されなかった場合は、十日町市合理化事業計画に記載した甲の支援措置等は完了したものとす。

(協議事項)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 24 年 7 月 11 日

甲 十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市長 関口 芳史

乙 十日町市新町新田207番地2
有限会社 川西クリーン 代表 井川喜美子

丙 十日町市下条3丁目547番地
有限会社 下条清掃社 代表 大淵 清徳

丁 十日町市寅甲110番地
有限会社 するがや清掃 代表 中林 茂司

戊 十日町市寅甲174番地7
有限会社 津南清掃社 代表 岡崎 六郎

己 新潟市中央区万代4丁目9番6号
新潟県環境整備事業協同組合 理事長 大桃 政春

十日町市合理化事業計画及び事業再編計画に関する協定書別紙

この協定書別紙は、本協定の条項に基づき、個別の事項を定めるものである。

1 業務の集約化について

- (1) 4業者の統合による新しい組織の設立は、平成25年3月31日までに実施する。
- (2) 4業者が出資して設立した有限会社共和環境は、新しい組織に統合する。

2 甲の支援措置等について

(1) 代替業務等による甲の支援措置及び実施年月日

① し尿前処理施設の運転管理業務委託

平成25年4月1日から実施する。

② 鏡島農業集落排水処理施設の運転管理業務委託

平成26年4月1日から実施する。

③ ごみ収集運搬業務委託（中里、松之山地域）

平成28年4月1日から実施する。ただし、焼却場の長寿命化計画に基づく大規模改修事業が完了せず、中里、松之山地域のごみの受入時期が平成28年4月1日より延びた場合には、その延びた年度からとする。

(2) し尿の収集運搬業務の効率化に関する措置

① し尿の定期収集システムの導入

平成25年4月1日から実施する。

② し尿収集運搬委託料の従量制から年額制への変更

平成25年4月1日から実施する。

③ 定期収集システム及び委託料の年額制については、平成24年度内において甲、乙、丙、丁及び戊の協議のうえ決定するものとする。

(3) 減車に伴う損失への支援措置

① 転廃業者がないので転廃交付金（減車補償）は実施しない。

② 減車に伴う損失への支援措置は、減車車両の処分価格等が簿価に満たない場合にその差額の一部の補填、若しくは新規事業への参入に際し行う設備投資への一部支援等のうちから検討する。

③ 上記の支援措置については、減車を予定する年度の前年度に甲、乙、丙、丁及び戊の協議のうえ決定するものとする。

(参考資料)

- 昭和39年 し尿処理場完成、供用開始
- 昭和50年5月 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(合特法) 制定
- 昭和58年5月 十日町市公共下水道供用開始
- 昭和58年7月 下水道供用開始に伴う業務減少対策のため(衛生施設組合内に)「十日町地域清掃公社設立準備室」設置
- 昭和59年3月 公社化(業者1本化)については不調に終わり、その他、4業者と合意に達した事項については「協定書」を取り交わす。
- 平成12年 4業者が出資し、業務減少分の代替業務の受皿として「有限会社共和環境」を設立。火葬場の維持管理の受託を予定するが、入札の結果不可となる。
平成13年~20年 市管理型浄化槽維持管理業務受託等
平成18年~ し尿処理場運転管理業務受託
- 平成19年10月 4業者より、収集委託料の改定等について「陳情書」の提出
その後、「陳情書」について再三の協議を重ねる。
- 平成20年3月 新年度の委託料等について合意に至らず、4月より未契約による業務実施となる。
- 平成20年9月 市、新環協、業者代表との間で、21年度以降の委託業務等について「確約書」を取り交わす。
- 平成21年12月 市と4業者の間で新環協を立会人として、22年度以降の委託業務等について「確約書」を取り交わす。
- 平成24年3月 「十日町市合理化事業計画」策定
- 平成24年3月 4業者による「事業再編計画」策定
- 平成24年7月 「十日町市合理化事業計画及び事業再編計画に関する協定書」締結